



\*\*\*\*\*

### 今月のテーマ **新しいNISA制度の概要**

令和5年度の税制改正において令和6年以降の少額投資非課税制度(以下、NISAといいます)について制度拡充の改正が行われました。今回は現行のNISA制度と併せて新しいNISA制度の概要についてご紹介いたします。

#### 1. 現行NISAの概要

現行NISAにはいくつか種類があり、各制度の概要は次のとおりです。

##### (1) 一般NISA

一般NISA口座を開設した年の1月1日で20歳以上の**居住者**等が、平成26年から令和5年の間にその口座で取得した上場株式等について、その配当等やその上場株式等の売却による譲渡益を口座が設けられた年の1月1日から最長5年間非課税とする制度です。なお令和5年1月1日以後に一般NISA口座を開設する場合は18歳以上の居住者等が対象となります(以下、(2)のつみたてNISA、(3)のジュニアNISAにおいても同様です)。

##### (2) つみたてNISA

つみたてNISA口座を開設した年の1月1日で20歳以上の**居住者**等が、平成30年から令和24年の間にその口座で取得した一定の投資信託について、その収益の分配やその投資信託の売却による譲渡益を口座が設けられた年の1月1日から最長20年間非課税とする制度です。なお、つみたてNISAは上記(1)の一般NISAとの選択適用となります。

##### (3) ジュニアNISA

ジュニアNISA口座を開設した年の1月1日で20歳未満の**居住者**等が、平成28年から令和5年の間に口座で取得した上場株式等について、その配当等やその上場株式等の売却による譲渡益を口座が設けられた日の属する年の1月1日から最長5年間非課税とする制度です。

#### 2. 新しいNISAの概要

令和5年度の税制改正により令和6年以降における上記1の制度内容が拡充されました。ただし、現行NISAから新しいNISAへのロールオーバー(現行制度から新制度へ移行することによる非課税期間の延長)はできない点に注意が必要です。

##### (1) 成長投資枠

一般NISAが成長投資枠と改称され、下表のように制度が拡充されました。

	(現行)一般NISA	(新制度)成長投資枠
年間投資枠	120万円	240万円
非課税保有期間	5年間	無期限
非課税保有限度額	600万円	1,200万円
口座開設期間	令和5年末	恒久化
対象年齢	20歳以上	18歳以上

##### (2) つみたて投資枠

つみたてNISAがつみたて投資枠と改称され、下表のように制度が拡充されました。また現行制度では一般NISAとの選択適用でしたが、改正により成長投資枠との併用が認められることになりました。

	(現行)つみたてNISA	(新制度)つみたて投資枠
年間投資枠	40万円	120万円
非課税保有期間	20年間	無期限
非課税保有限度額	800万円	1,800万円
口座開設期間	令和5年末	恒久化
対象年齢	20歳以上	18歳以上

##### (3) ジュニアNISA

ジュニアNISAについては改正が行われず、令和6年以降は口座の開設ができなくなります。なお、現行のジュニアNISA勘定で投資した商品は、自動的に継続管理勘定に移管され、18歳になるまで非課税で保有することができます。